

## 平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年8月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第2委員会室
3. 開 会 平成26年8月12日 午前10時23分 委員長宣告

### 4. 協議事項

1. 建設市民委員会委員長互選について
2. 建設市民委員会副委員長互選について
3. 閉会中の継続審査の申し出について
4. 委員会審査における参考人招致について

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	小川富貴	委員	中村悟
委員	山根一男	委員	澤野伸
委員	伊藤壽		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田陽子
-------------	------

事務局（村田陽子君） 皆さんおそろいになりましたので、ただ今より建設市民委員会を始めさせていただきます。

可児市議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長委員の小川富貴委員に臨時委員長をお願いします。

臨時委員長（小川 富貴君） これより、建設市民委員会を開会いたします。発言される方は、挙手により、許可を得てから発言してください。

はじめに、委員長の互選を行います。委員長互選は、可児市議会会議規則第126条第1項の規定により投票により行うことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。委員長の互選は投票により行うことといたします。

それでは、投票の方法をご説明いたします。投票は、単記無記名投票とし、最多数の票を得た人を当選人といたします。ただし、得票数が同じときは、くじで当選人を決めさせていただきます。それでは、これより投票を行います。ただいまより、投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

配布漏れはありませんか。それでは順次、投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。それでは開票を行います。

〔開票〕

投票の結果を報告します。投票の結果、7票のうち、7票が板津博之委員となりました。よって、板津博之委員が委員長に当選されました。それでは、委員長と交代させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

委員長（板津 博之君） ただいま、建設市民委員長を拝命いただきました板津博之でございます。ここにおられる、前委員長の澤野委員からバトンタッチを受けまして、本日はまた空き家条例のほうも可決されたところであります。この建設市民委員会は大変、所管が幅広く、今後重要な案件も控えております。私も委員長職を全うして、最高規範の議会基本条例の中でも委員会機能の充実というのは、大変大きな要素となっておりますので、委員のみなさまにおかれましても、ご協力のほど、よろしく願いいたします。それでは、座って議事を進めさせていただきます。

それでは、引き続き副委員長の互選を行います。副委員長の互選は、可児市議会会議規則第126条第1項の規定により投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、副委員長の互選は投票により行うことと決定いたしました。

それでは、投票の方法をご説明いたします。投票は、単記無記名投票とし、最多数の票を得た人を当選人といたします。ただし、得票数が同じときは、くじで当選人を決めさせていただきます。それでは、これより投票を行います。ただいまより、投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

配布漏れはありませんか。それでは順次、投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。それでは開票を行います。

〔開票〕

投票の結果を報告します。有効投票数が7票で、すべて山田喜弘委員となっています。よって山田喜弘委員が副委員長に当選されました。

それでは、就任のごあいさつをお願いします。

副委員長（山田 喜弘君） ただいま、副委員長に選ばれました、山田喜弘です。板津委員長は総務企画委員会のときは副委員長として私を支えていただきましたので、この建設市民委員会では板津委員長を副委員長の立場で支えていきたいと思ひます。みなさまのご協力をお願いします。

委員長（板津 博之君） 続きまして、閉会中の継続審査の申し出についてお諮りします。本委員会において、閉会中もなお継続して審査を行うため、可児市議会会議規則 第111条の規定により、議長に対して、閉会中の継続審査を申し出たいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員会審査における参考人招致について、お諮りします。本委員会では、申し合わせにより出資法人の経営状況説明を受けることとなっております。この件について、地方自治法第115条の2第2項並びに同法第109条第5項に基づき、参考人を招致することとしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、これにて建設市民委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 8 月12日

可児市建設市民委員会委員長